

令和7年度

まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

空とみどりが人をつないでいくまち

中標津

～住みたいまち 住み続けたいまち～



総務部政策推進課 協働推進係

◎ 意見のあった町内会 8 町内会 （前年 10 町内会）

◎ 各町内会等への回答書

1. 桜ヶ丘町内会 P 1 ～ P 3
2. 第 1 宮下町内会 P 4
3. 東中町内会 P 5 ～ P 8
4. 緑町町内会 P 9 ～ P 11
5. 南町町内会 P 12 ～ P 19
6. 第二俣落・西竹地区連合会 P 20 ～ P 29
7. 協和町内会 P 30 ～ P 31
8. 豊岡地区会 P 32 ～ P 34

令和7年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(桜ヶ丘町内会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
社会教育課	1 中標津町マラソン大会が11月に開催されていますが、もう少し早い時期にすることは難しいのでしょうか。昨年の大会は雨で雨天決行と決まっていたのでそれは理解できますが、雨に濡れて体が冷えます。今年の開催月に変更できないと思いますが、来年以降早い時期での開催を検討していただきたいと思います。 (回答) 安心安全な運営体制の確保が困難な状況となったことなどにより、惜しくも終了となりました「330° 開陽台マラソン」の後継事業として、2年前の令和5年度から開催しています「なかしべつチャレンジマラソン」につきましては、運営体制や大会規模を見直すとともに、ランニングへのきっかけ作りや住民のスポーツを通じた健康意識の高揚並びに健康増進を目的とし、雪や寒さの心配もありますが、本格的な冬を迎える前に年内最後に外で体を動かす機会として11月中旬の開催時期としています。 ご意見にありましたとおり、残念ながら昨年は一部の種目が雨の中での実施となり、参加者皆様の負担が大きかったものと思われますが、大雨や暴風による警報発令など安全性が確保できない場合は中止も予定していたものの、天気予報等の状況を確認した上で、最終的には雨天決行の判断をし開催させていただいたところです。 このマラソン大会の趣旨は、前述のとおり運営体制や大会規模、参加者の安全確保と健康増進を重視した新たなランニングの機会づくりであり、持続可能な大会となるよう、皆様からのご意見、ご要望も聞き入れ、課題や改善点など必要に応じ見直しを行いながら、今後も継続して開催していきたいと考えていますので、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

子育て支援課	2 子供の医療費ですが、当町は、3歳までが医療費無料です。管内1市3町では高校生までが無料と聞いています。他町がそうだから当町もそうしなければいけないというわけではないのですが、もう少し年齢を上げて良いのではと感じております。検討したいと思います。 (回答) 子どもの医療費につきましては、北海道医療給付事業により、0～2歳児は本来2割負担のところ、初診料のみ（医科580円、歯科510円）とし、3～5歳児（未就学児）は本来2割負担のところ、非課税世帯は初診料のみ（0～2歳児と同様）とし、課税世帯は1割負担としています。また、小学生の入院のみ、本来3割負担のところ、非課税世帯は初診料のみとし、課税世帯は1割負担としています。 ご意見のとおり、他町では、高校生年代まで医療費の無償化や一部無償化を実施しているのは承知しています。そのため、令和7～11年度までを期間とする第3期中標津町子ども・子育て支援事業計画の策定に際し、町民アンケートを実施しました。その結果、保育料と医療費の無償化のニーズが高かったことから、令和7年度から保育料の負担軽減（1子目は半額、2子目以降は無償）を実施したところです。 保育料やこども医療費の無償化については、町の独自事業として、町の予算が必要になり、多額の費用が掛かることから、まずは、保育料の負担軽減を実施したところですが、こども医療費の負担軽減についても、今回策定した第3期中標津町子ども・子育て支援事業計画において、実施について計画したところであり、今後、財源の問題や、他の子育て支援施策を含めて、実施に向けて検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。 3 家の周りの道路に散水車が来て水を撒いて行きます。埃をたないようになっていることは、理解できますが、炎天下ですと一瞬にして乾いてしまいます。あまり効果がないように思います。その分を道路整備等に回していただいて、ひとつでも穴ぼこの無い道路にしてほしいです。
---------------	--

管理課	(回答) 中標津町の道路整備は、道路整備 5 箇年計画に基づき進めていますが、物価高騰や社会情勢の影響で道路整備の計画遅延と多額の費用がかかるという課題がある一方で、散水に関する要望が多く寄せられている状況を踏まえ、砂利道の埃対策として実施していることをご理解願います。 なお、道路散水をより効果的に行うため、散水の頻度、時間、水量を状況に応じて調整することを検討してまいります。 4 桜ヶ丘町内会の保健所と並木歯科の間からホクネン石油、セブンイレブンを通過してセイコーマートまでの間の道路(本道路とする)に交わる枝道は、その枝道から本道路に車に出るときに、「生垣」が、邪魔になり、視界が遮られ、車の量も多く気を遣います。要望としては、生垣を視界の邪魔にならない程度に常により短く刈り取るか、枝道から数メートルは生垣を除去する等の処置を交通の安全面からも望みます。
管理課	(回答) ご要望いただいた道路は、北海道が管理していますので、道路管理者である釧路建設管理部中標津出張所に対しまして、ご要望が届いていることをお伝えします。

令和7年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(第1宮下町内会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
生活課	第1宮下町内会は、N高生の通り道であり、今まで何度となく不審者の情報が出て、町内会に注意を促す回覧をした経緯があります。 このことを未然に防ぐには、ダミーでもいいので、防犯カメラの設置が効果的ではないかと思われます。プライバシーの問題もあり、大変であろうかと思います。 一度検討していただけませんか。 (回答) 防犯カメラについては、犯罪解決の一助や抑止力となる一方で、ご意見のとおりプライバシー保護や肖像権との両立が必要とされており、設置に当たっては運用基準等を定める必要があると思われます。 他の自治体においては、自治体が設置・管理している場合や、町内会が設置・管理し、自治体は設置費用を補助している事例があります。 また、防犯カメラ設置後は保守点検や電気料金等の維持費が必要となることから、当町の財政状況や、他自治体の設置事例を踏まえ検討してまいります。

令和7年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(東中町内会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
	1 中標津が管理する町有地、町道、公園等の「車道」「歩道」に対する「建築限界」の遵守について 過去から中標津町が管理する車道・歩道に町有地から立木の枝、道路街路樹の枝が張り出して危険な状態になっている事を主張してきましたが、近年歩道の街路樹の高木、低木(モンタナマツ)も歩道側・車道側に張り出して歩行者・自転車走行の範囲を狭めております。(特に川沿通が酷い状態) これは民有地からの立木が道路敷地に張り出してきた場合も同様で「建築限界」違反として指導されます。 これは「町に伐採や剪定する財源が無いからできない」ではなく、明らかな法令違反です。 今一度、道路法・道路交通法・建築基準法で定められている「建築限界」を確認していただき、現場パトロールを実施し、伐採・剪定の早急な対応をお願いいたします。 (参考に昨年度地域の課題として指摘した内容を掲載いたします) 【参考1】立木等伐採について (R6再掲) ①東19条通(セイコーマートから北6丁目通間)の歩道から歩行者が恐怖感(ヒグマ等野生動物)が無くなる幅(約5m)で町有地(旧JR防風林)立木の伐採・雑草の刈り取りを行ってほしい。 ②東中公住向かいの旧国鉄防風林は、雑草が歩道に伸び倒れて歩行者の通行障害になっている。 【参考2】標津川堤防の維持管理について (R6再掲) 北海道が管理する標津川堤防兩岸の散策路について、公園的な要素として「遊歩道」としているなら丸山公園・道立ゆめの森公園のような頻度で、鬱蒼とした雑草を除去してほしい。 ヒグマ・タヌキ・キツネの隠れ場所となって、歩行者に被害が及ばないように、標津川に近接する釧路建設管理部中標津出張所にもっとパトロールするように指導していただきたい。

管理課	(回答) 道路の安全な通行を確保するため、車道や歩道に張り出してきた立木の枝や、街路樹については、パトロールを実施して現地状況を確認し、対応を検討してまいります。 2 交差点の信号機設置について (R7再掲) 川沿通りの守田セレモニーホールから「まこと橋」に右折する交差点は最近事故が多く、人身事故が発生する前に信号機の設置が必要。 特に町外からの車両は交差点の一時停止を見逃しやすい。 【R7追加】 信号機の設置が困難なら注意喚起のために「交差点予告看板」を設置願いたい。
生活課	(回答) ご意見をいただいております信号機設置については、中標津警察署へ要望書を提出しているところです。全道的な要望状況も多数あることから、設置には至っていないものと推測いたしますが、継続して要望を行ってまいります。 また、注意喚起に向けた看板設置につきましては、中標津警察署と協議し検討いたします。 3 東21条通り(シルバースポーツセンター前道路)についての補修計画について 過去から維持補修に努力されていることは十分承知しておりますが、維持補修の限界であり周辺住民より全面的な再舗装を要請されております。 温泉・スポーツ施設もあるバス路線であり、隣接している東中団地は新築改修中で周辺道路がこの状態であれば、町長の目指す「住みやすさNo.1の町」には程遠い環境と思います。
管理課	(回答) ご意見をいただきました町道東中東20条通りについては、道路の老朽化が進み、部分的な補修を繰り返している状況です。

	道路の補修に関する要望が各地域から寄せられている現状を踏まえ、道路の劣化状況の調査、効率的な再舗装計画の立案など、道路補修に関する要望への対応策を検討してまいりますので、ご理解願います。 4 町道川沿通りのオーバーレイ計画について 昨年度まで実施した町道川沿通のアスファルト表面処理(オーバーレイ)について今後の実施計画を示していただきたい。 役場庁舎までに至る間の周辺住民が振動を「我慢」しております。(特にバス・生乳運搬のタンクローリー走行時の振動が激しい) 財源が無く早急に対応できないなら、年次計画を示していただければ隣接住民に納得していただけたと思います。 (回答) 町道北川沿通りのアスファルト舗装表面処理(オーバーレイ)については、町道東19条通り交点から道道中標津空港線交点までの区間を、令和6年度から令和9年度を目途に段階的に整備する予定となっています。事業完了までご不便をおかけしますが、ご理解願います。 5 町道北6丁目通りの段差解消と維持補修について 舗装道路に横断するひび割れの段差と、マンホール周辺の舗装の割れ剥離が原因で騒音や走行車両による振動を引き起こしている。 特に周辺家屋への振動が酷くなっており、最近頻繁に発生する地震も判断できないとの苦情もありますので、路線全体の調査と川沿通と同様に維持補修計画を示していただきたい。 家屋の振動はパトロールではわかりませんので、聞き取り調査が必要です。 (回答) 町道北6丁目通りの段差等については、現状を確認しながら部分的な補修を繰り返している状況にあります。 道路の補修に関する要望が各地域から寄せられている現状を踏
管理課	

	まえ、道路の劣化状況の調査、効率的な維持補修計画の立案など、道路補修に関する要望への対応策を検討してまいりますので、ご理解願います。
--	---

令和7年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(緑町町内会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
建設課	1 意見 (1) 第8期道路整備計画に予定されている、「緑町北1丁目1号通りと他1路線」の整備を早急に実施されたい。(穴ぼこを避けるため車が蛇行し、通学・通勤等をしている歩行者に危害が及ぶ可能性があり、また埃等の多いので支障が在る。) (回答) 通勤通学等に際し大変ご迷惑をお掛けしているところですが、当路線の整備については令和7年5月28日に発注し、6月3日から9月25日の工期で工事完成を目指しています。 工事中は騒音、振動、埃などご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、早期完成に向けて進めて参りますのでご理解ご協力の程よろしくをお願いします。
生活課	(2) 緑町交差点(セブン又は福住～小針土建)南北横断歩道の設置(去年も要望) 信号機が設置されて要るにも関わらず、横断歩道が設置されていないのは安全上の観点から良くない。過去に同交差点でも事故事例が発生している。また、近年住宅も増え、バス停(学生)もあることから横断者が増えている。歩行者が安全に横断できるよう早期に設置を要望(中標津道路事務所に要望しているのは承知しているが警察署とも協議して頂きたい。) (回答) 当該区間については、建設課より道路を管轄する釧路開発建設部中標津出張所へ歩道設置の要望を行い、生活課からは横断歩道の設置について中標津警察署へ要望書を提出していますが、住宅建築等、交差点周辺の環境が変化していることを踏まえ、引き続き町として要望を行ってまいります。

	2 提案 現在、春・秋の一斉清掃は「町の条例」に基づき町内会行事の一環として実施しているが、近年の町内会加入世帯の減少(未加入世帯「約7割強」)により清掃(ゴミ拾い)に偏り(緑町町内会：広範囲)があり、また回覧板にて通知しているが参加者も少ない。そこで町行事として「町民全員が参加しての一斉清掃」にした方が、不公平感もなく、町内美化に寄与できるとともに、未加入世帯の方々もボランティア感が生じ、併せて加入世帯とのコミュニケーションが生まれ町内会への関心の希薄化が少しでも軽減されるのではないかと。 (回答) 日ごろより町内会の皆さまには一斉清掃を実施していただき、誠にありがとうございます。 例年、町内会の一斉清掃においては一定量のごみ回収実績があることから、継続した実施をお願いしたいと考えていますが、ご意見のとおり、緑町町内会の区域は広範囲であることから、一斉清掃の範囲については縮小することも可能と考えますので、後日、担当者からご連絡いたします。 また、一斉清掃の実施方法に係るご提案をいただきありがとうございます。町内会加入世帯の減少については、町全体の課題と言えることから、今後、一斉清掃の実施方法についても具体的な検討が必要と考えています。
生活課	3 課題 町内会維持の困難化 昨年度も課題として挙げていますが、少子・高齢化及び共働き世帯の増加により町内会加入の低下及び町内会退会者の増加並びに役員へのなり手不足に歯止めがかからない。(昨年度：15世帯脱会)しながら町内会維持のため今後も努力を傾注させていただきます。 (回答) 日ごろより町内会活動にご尽力頂いている役員、会員の皆様に大変感謝申し上げます。緑町町内会をはじめ、他の町内会も少子高齢化、共働き世帯増による担い手不足により役員負担が大きくなっていることが退会者増加の一因となっていると認識しています。

	町内会は地域コミュニティを維持するうえで重要な役割を果たしています。町としましても、全町内会連合会と連携し、各町内会への支援を継続して行ってまいります。
--	---

令和7年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(南町町内会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
生活課	(1) 中標津高校テニスコート近くの道路に、「信号機」を設置してほしい。それが無理の場合でも、「横断歩道」を設置してほしい。 ・以前から「信号機」設置を要望しているが、道警の基準に適さないという理由で、実現していない状況のままである。しかし「横断歩道」もない環境で、住民自ら安全確保をするしか道路を渡れないという状況が続いていることは甚だ遺憾に思う。本来「横断歩道」がなければ、道路を渡ることはできないはずの場所である。更には、一般住民はもとより小・中・高校生の通学路にもなっており、危険極まりない道路環境である。早急に「横断歩道」の設置を強く要望する。本来は、「信号機」の設置が急務と考える。 (回答) 当該区間への「信号機」又は「横断歩道」の設置につきましては、中標津警察署へ要望書を提出しているところですが、設置基準や全道的な設置要望の多さから、実現に至っていない状況となっています。 ご意見のとおり、一般住民のみならず、児童・生徒が通学のために利用する場所でもあることから、継続して設置に向けた要望を行ってまいります。 (2) 中標津町をもっと売り出す取り組みの検討をしてほしい ・根室市の住民として22年間住んでいたが、学校給食費の未納額が何億円という状況になり、住民意識レベルの低さにあきれていたが、根室市の「ふるさと納税(魚介類の恩恵)」の取り組みで、現在、学校給食は無料になったり、児童・生徒への高質のタブレットによる授業が展開されている現実を知り、正直驚いている。中標津町ならではの取り組みで、より良い町づくりを目指して欲しい。温泉や開陽台などの観光資源の利用(季節的な観光バスの運用)、全国どこにもない便利な空港を活用した観光(乗り合いバス、

政策推進課 経済振興課	ホテルとの連携、夏祭りと飲食街の連携)、東武デパートのケンタッキーなどこの規模の街にはあり得ないほどの有名店の活用、根室はなまる、はま寿司が単独で頑張るのではなく、コラボして相互に活気のある経営、キャンプ場の活性化(サウナ風呂、釣り、バードウォッチング、郷土博物館見学、温泉、陶器作り体験、酪農体験、特産野菜の収穫、サイクリングロードなど)。中標津は、空港・温泉・自然・酪農・農業環境・施設環境(パークゴルフ場、ゆめの森公園など)に恵まれているので、それぞれの良さを発揮することも大切だが、幾つかを結び付けての効果を上げる取り組みに期待したい。中標津町の名を全国にPRすることで知名度も上がり、中標津町にぜひ行ってみたいと思わせるようになることを期待したい。合わせて、「ふるさと納税」の中標津町ならではの製品の開発に努めてほしい。 (回答) ご意見いただきましたとおり、本町は、交通の要衝となる地理的優位性や、道東の空の玄関口である中標津空港の存在により、人口規模を上回る商業規模や有名チェーン店の立地が進み、近隣自治体からの通勤・買い物客が集まる拠点性を強みとして拡大・維持してきました。 この拠点性が「中標津らしさ」であり、人口が減少する中においても、引き続き本町の強みである「人を集める力」を最大限に高める施策を展開し、幅広い世代が住み続けたいと感じるバランスのとれたまちづくりを目指しているところです。 その中で例えば、観光資源の活用につきましては、ご提案のように、単体でなく連携することで相乗効果を生むこともあろうかと考えます。去る7月5日、6日に開催しました、NAKASHIBETSU FUN FES2025は、町民有志によるイベントで、地域の観光資源を活用したものであり、町のPRにかなりの効果があったと思います。このような自ら行動する努力と熱意が、関係団体、民間事業者、町民、行政を動かし、それぞれが協力しあうことで、町を盛り上げ、結果として知名度向上に繋がるものと考えます。 また、ふるさと納税につきましては、現在、乳製品を中心に、63事業所より721品の返礼品を提供いただき、本町の魅力を全国に発信しており、昨年度は、前年度比172%の1億9,484万円の寄付となったところです。この成果をさらに継続、拡充するため、
------------------------	--

	今後も返礼品事業者との連携と信頼関係の構築を図り、町の資源を最大限活用し、全国に「中標津らしさ」が伝わる情報発信、返礼品開発に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。 (3) 町内会員の減少や加入者減少を食い止める ・まず、役場職員の会員加入の義務化を促進させて欲しい。役場職員は、地域をよく知っている、行政に関する知識が豊富である、人的繋がりもあり、その力量を町内会活動の中で発揮し、中心的な役割を担う一員であって欲しい。「町内会」は、任意組織なので、役場職員に義務的な加入はさせられないという考えが浸透して、「別に入らなくてもいいんなら、じゃ入らないわ」でいられる職場環境になっているような気がする。役場職員であることは勿論だが、れっきとした町住民であることも事実である。住民同士が結構近い距離にある中標津町のような小規模の町ならではの「同郷意識」が大切な「絆」を創りだしていくのではないかと思います。 ・「町内会員証」が3年前に発行されたが、さらに多くの商店が様々なサービスを提供してもらえば、町内会員になったメリット意識が高まるのは間違いないと思う。住民が普段よく利用する商店にまで広がっていないのが現実だが、今後に期待できるような気がする。 (回答) 日頃より町内会活動にご尽力頂いている役員、会員の皆様に大変感謝申し上げます。町内会の皆様が役場職員に対して地域での活躍も期待されていることは、重々承知をしています。 昨年度の回答と重複いたしますが、町内会は任意団体であり、加入を強制することはできないことから、町として、職員への町内会加入を義務化することは出来ません。 しかしながら、ご意見のとおり、「役場職員であることは勿論、れっきとした町住民」であり、町内会へ加入して活動に参加している職員、役場OB、OGもおります。町民の自主性を尊重しながら、地域住民で組織できる町内会運営を行うことが重要と考えます。 町内会は地域コミュニティを維持するうえで重要な役割を果たしており、町としても全町内会連合会と協力し、各町内会への支
--	---

生活課	援を継続してまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。 「町内会会員証」については、全町内会連合会において参加協力店の取材、連合会広報誌掲載等の広報活動を行っていますが、加入促進に向けた更なる周知のあり方について、検討してまいりたいと思います。 （４）交通安全に対する意識を高める取り組み ・交差点で、以前は青から黄色に信号が変わっても車を平気で進行させる人がいたが、最近は黄色から赤になっても車を進行させる人が増えてきたのは間違いなく大事故につながりやすいと危機感を持っている。その点を解消するには、警察による取り締まりを厳しくするしかないように思う。「シートベルトの着用」は、初期の継続的できびしい取締りの成果が実を結び、今では着用がほぼ定着しているので、罰則が一番効果がありそうに思う。 （回答） 交通安全の取組として、中標津町交通安全協会（事務局：町）では年２回の街頭啓発、季節ごとの交通安全運動期間中においては、交通安全車走行による啓発を実施しています。 また、道民交通安全の日（毎月１５日）には、交通安全車の赤色回転灯の点灯及びシートベルト着用状況調査を行い、運転者の交通安全意識の向上に努めています。 このように、交通安全協会や町として、啓発や調査は行っていますが、取り締まりの部分につきましては、中標津警察署に要望してまいります。 引き続き、交通事故死ゼロを目標に、中標津警察署、中標津町交通安全協会など関係機関と連携しながら、町民に対する啓発運動を実施してまいります。 （５）町の防災体制が具体的に全体に示されるべき ・日本は代表的な災害大国であり、今までの災害から国民は多くのことを学び、危機意識を高めている。当町内会でも、１７回実施した夏祭りの「食べ物バザー」を通して、テント・炭焼き台など
-----	---

総務課 福祉課	の設備品の確保、男女の協力体制、具体的実施内容が確立されたと思うので、いざという時に必ず役に立つものと確信している。 ・しかし、大規模な災害の場合の「避難場所」等については、どうすればいいのか当町内会独自では判断がつかない。町が今検討している方針案などを全体に知らせる場、協議する場、確認する場が求められていると思うので、ぜひ早急にその場を設けてもらいたい。 ・「災害時要援護者台帳」に元づく救援体制は正直いって難しいと思う。当町内会は約 210 家庭で組織され、2 名の民生委員との連携を通して、「独居老人」・「生活困窮者」にしばり、定期的に訪問などをして状況把握に努めている。しかし、万が一の災害が起きた瞬間に対応できるかといえば、不可能に近いと思う。町内会役員や民生委員も 70 歳を越える高齢者であり、自分のことで精一杯である。 だから事前の町内会独自の「見回り」「いざという時の組織作り」が大切なことは十分理解できるが、役員不足・高齢者だけの頑張りだけでは、「災害対策」が、「一斉清掃」「夏祭り」「防犯・防災講習」の次に大切な取り組みになっているのが現実である。 (回答) 大規模な災害の場合の「避難場所」等については、南町町内会の近郊では、避難場所（災害の危険から命を守るため、緊急的に避難する場所）は中標津高等学校、一時避難場所（避難場所に避難する前に、一時的に避難する場所）は南町児童公園が指定されています。また、これらは防災ハンドブックや町のホームページでも確認することができます。 避難所については、「令和 6 年度のまちづくりに関する意見や提案・地域の課題書」でも回答していますが、避難所が開設されるほどの大きな災害が発生した場合には、最寄りの避難所へ避難することを推奨しています。また、近年の避難の方法として、親戚・知人宅や宿泊施設など、避難所以外へ避難する「分散避難」についても推奨しているところです（防災ハンドブック 7 ページ）。避難先については、町内会員や町内会の地域にお住まいの方、同地域で就労している方など、状況はさまざまなため、個々の判断が必要になるものと考えています。 町内会との協議、意見交換の場につきましては、職員が説明に
--------------------	---

出向く、まちづくり出前講座などをご活用いただければ幸いです。
詳しくは役場政策推進課協働推進係へご連絡ください。

ご指摘の災害時要援護者台帳におきましては、災害時において、家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とするひとり暮らし高齢者等が、避難支援を地域の中で受けられ、安心・安全に暮らすことができるよう、町が災害対策基本法に基づき、要援護者から台帳登録の同意を得た上で、その情報を民生委員・児童委員や町内会等と共有することで、安否確認や避難支援に役立て、災害時に限らず平時からの声掛けや防災訓練などにも活用できるものです。また、地域の民生委員・児童委員の皆様には、毎年度台帳更新にあたって台帳登録に回答が得られなかった方々への声掛け訪問等ご協力頂いているところです。

町内会におきましては、地域の中で支援が必要な世帯への声掛け役など、全ての町内会において支援体制が構築され、安心・安全のまちづくりが進められることが肝要であります。町内会員の減少や役員の高齢化等の課題から、支援体制の構築について毎年度アンケート報告を頂くなかで、体制づくりが可能な町内会に台帳を提供させて頂いているところです。

実際、災害時においては、民生委員・児童委員をはじめ地域の支援者は、自らの安全確保が第一であって、またそのご家族の安全が確保できてこそ、状況に応じて要援護者を支えることが可能となりますので、対象者への台帳登録への勧奨においては、あくまでも「ボランティアによる支援であること」「町内会によっては、支援体制が整っていないところもあり、台帳登録によって必ずしも支援が保証されるものではありません」等の説明を行っているところです。

「共助」の体制づくりにおいては、民生委員・児童委員や町内会との合意形成が重要であり、今後とも要援護者台帳の更なる整備と関係機関との連携を深めていきたいと考えていますので、ご理解ご協力願います。

(6) 町図書館の新設を願う

・町予算の関係で、現在の「総合文化会館」内に併設されたものと思うが、当初から図書館の機能を重要視していない考え方で建てられた図書館である。在庫の図書数も少ないし、ゆったりとし

社会教育課	た読書スペースも足りない。今後中標津町が財政的に潤った時には、一個の機能的な図書館建設をぜひ実現してもらいたい。 (回答) ご意見にあります現在の図書館の建設についてですが、当時、町民の皆様からの強い要望があり、昭和 61 年 4 月から「仮称文化会館建設検討委員会」を設置し、町民の各層からなる審議会や、町議会も特別委員会を設置して、建設場所、施設内容、財源手当など、様々な角度から長期に渡り検討協議を重ねるなどの経過を経て、町民の文化、学習活動や交流の中心施設、コミュニティ活動の拠点となる、文化会館、公民館機能を備え、図書館を併合した「多機能複合施設」として、平成 7 年 7 月に中標津町総合文化会館がオープンし、今年で開館 30 周年を迎えたところです。 図書館の運営につきましては、指定管理者制度により、一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団に管理運営を委託していますが、開閉合わせて約 8 万冊の蔵書ができる書架を設けているほか、一般、児童閲覧室、郷土資料室、視聴覚室などを設けており、町民の豊かな人格を培う学習援助施設としての設備の充実、高度情報化社会において、多様なニーズに対する資料や情報を有効活用できるよう、各種事業の開催や特別展の実施など、日頃より工夫を凝らして利用者へのサービスの充実に努め、幅広い利用促進と読書活動の推進を図っています。 以上のとおり、今後も可能な限り利用者の皆様のご希望に添えるよう努め、魅力ある施設を目指してまいりますので、ご理解願いますとともに、皆様のご利用をお待ちしています。 (7) その他 ・「ヤングケアラー」について 近年課題となっている「ヤングケアラー」問題だが、今のところ当町内会では情報がないため、そのような事例はないものと思っているが、万が一同様の事例があった場合は、何らかの方法で支援・援助したいと考えている。
--------------	--

子育て支援課	(回答) ヤングケアラーを含むケアラー支援については、家庭の経済状況の変化、共働き世帯の増加、少子高齢化、地域のつながりの希薄化等の様々な要因を背景に、家族のお世話をする人が増加していることを受け、令和４年に北海道において、北海道や道民、事業者、関係機関の役割を明確にし、ケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営むことを目的に北海道ケアラー支援条例が制定されています。 本町においても、ヤングケアラーについては、子育て支援課が窓口となり、関係部署で連携し情報共有等を行っています。 ケアラー・ヤングケアラーは、実態把握が非常に難しく、家庭内の状況等を多角的に把握し、家族のニーズに沿った支援に繋げていくことや、外部に知られたくないという家族もいることから、慎重な対応が求められます。 疑わしいケース等がございましたら、子育て支援課まで連絡をお願いいたします。 (７) その他 ・学校校舎の建て替えについて 学校校舎建て替えについて、建設計画が本州の建設業者に任せられているような気がする。本州の気温を重視した建て方だったり、北海道の冬の寒さ対策がなされていない建て方は、冷暖房費の無駄になるし、日光の季節的な日差し等を考慮しない窓の設計は、温度調整に苦勞することになる。設計業者の決定と設計図内容は、再再度検討を重ねられることを要望する。
都市住宅課	(回答) 学校校舎建て替え事業に関しては、基本構想～基本設計～実施設計と手順を経て建設工事に着手する運びとなりますが、基本設計段階から北海道の寒冷地特有の気候条件を踏まえ、断熱性や耐久性の高い構造、雪害対策を考慮した設計を進めているところであり、近年はＺＥＢ化（ネット・ゼロ・エネルギービル）を配慮し、設計計画しているところです。設計業者については、道内拠点の設計事務所に依頼するケースが大半であり、今後もゼロエネルギー化の実現に向け、環境に配慮し設計してまいります。

令和7年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(第二俣落・西竹地区連合会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
農林課	《継続事案》 要望① 有害鳥獣の駆除 カラス・野犬・キツネ・鶴・鹿・熊等が集まる為に、家畜が危険にさらされ、また、草を食い荒らし、生産物に大きな損害を出している為。 糞をして歩く為、衛生面でも問題がある。 近年、野犬が増加しています。また、<u>春熊の出没</u>が頻繁になってきており、何か事故が起こってからでは遅いので、出没した時点でハンターによる駆除・パトロールの強化や、人材育成など、町としてどのような対応を考えているのか。 鶴の被害も多発しております。天然記念物の為駆除はできませんが、天然記念物がもたらす損害に対しての保障を道及び国に要請していただきたい。 キツネに対する報奨金を、鹿と同様に出してほしい。 鹿等駆除を積極的に行っていただいておりますが、現状では鹿等の増頭に追いついておらず、被害が年々拡大しています。場所によっては100頭ほどの群れが生息しているなど、今まで以上の対策を講じてほしい。 ※特に1番草収穫作業後の対応をお願いしたい。 (回答) 要望① カラス・キツネ・エゾシカは鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会に協力いただき、鳥獣被害対策実施隊を設置し駆除対応しています。 カラス・キツネにつきましては、年間を通じ駆除対象として対応しており、定期的に猟友会による駆除を実施しています。町でもキツネ用の檻罠を貸出していますのでご相談下さい。また、農協を窓口として猟友会にて駆除も行っていますので、ご相談願います。 野犬については、主に檻罠で捕獲を行っています。ご連絡をいただければ設置に伺いますのでご相談ください。

	野犬が人家や牛舎の近くに頻繁に出没する場合、飼い犬や餌に誘引されている事例も見受けられます、この場合、繁殖し増える危険性がありますので、飼い犬に対し避妊手術や、ケージなどにより直接接触しないように飼育管理を行っていただきますようお願いいたします。 ヒグマの出没に関しましては、目撃情報があれば、猟友会と連携しパトロールを行っています。ヒグマの姿や痕跡を目撃しましたら、町、警察、農協のいずれかにご連絡いただければ対応いたしますのでよろしくお願いします。 また、畑の野菜等に被害を出すようなヒグマにつきましては、檻罠を設置しますので連絡いただきますようお願いいたします。 これらの野生鳥獣は過ごしやすい環境を求め、畜舎や堆肥舎にも侵入することがあります。自衛策として、餌となる生ゴミや飼料等の管理について配慮をお願いします。また、病原菌の媒体ともなりうるので農場内の衛生管理にもご留意願います。 人材育成につきましては、北海道による春期捕獲事業を活用しベテランのハンターから春熊駆除に関する技術指導を得られる場を設けたり、ヒグマの狩猟についてのハンター講習会を開催する予定となっており、春熊の駆除について実施したいと考えています。 また、新規の狩猟免許取得希望者を対象とした補助金制度の創設による狩猟免許取得者の増についても検討してまいります。 鶴につきましては、保護鳥獣として捕獲が禁じられており、特に丹頂鶴は道東にのみ生息する特別天然記念物として保護されており、駆除の対象になっていませんが、殺傷を伴わない追い払いは可能ですので、道具などを使用し追い払いをしたり、牛舎に侵入しないようにテグスや防鳥ネット等を設置するなどの自防対策をお願いします。なお、対策例として環境省の北海道地方環境事務所のホームページにリーフレットがありますので参考にさせていただけたらと思います。 鶴による農業被害の補償につきましては、道や国に対し問い合わせたところ、現状補償に関する決まり等はないとの事ですが、追い払いや自防策の方法などについては、環境省釧路自然環境事務所で相談に乗っていただけますので、お問い合わせいただきますようお願いいたします。 キツネにつきましては、現在、駆除に対する報償金はございま
--	--

管理課	せん。 農家から依頼があった場合、農協に対し駆除の許可を出しており、猟友会のハンターを通じ駆除を行っています。 また、平成 29 年 4 月より農業者自身による事業敷地内での「はこワナ鳥獣捕獲」について、狩猟免許が無くても許可を受けることができるようになっていきます。 今後においては、農協や猟友会と連携し、被害状況の実態把握に努め、有効な方法や対策を検討してまいります。 エゾシカにつきましては、町による有害駆除は狩猟期が始まる前の 5 月～10 月中旬までの約 6 ヶ月間を期間として銃器で駆除しています。 この間につきましては、各駆除隊員の判断で町内全域にて駆除を行っていますので、エゾシカが集まるようなエリアがありましたら農林課自然環境係へ連絡願います。猟友会の実施隊員に対応して頂くよう相談いたします。 また、令和 6 年度に策定した計画に基づき、年間捕獲（駆除）頭数 1,200 頭を目標に駆除の促進を図っています。 要望② 側溝・排水溝・排水管の掃除・排水溝の設置・管理の徹底 近年の集中豪雨により側溝や排水溝の詰まり等により、水の氾濫、畑の水没及び泥水等が流入し牧草等の生産物に影響が出る為。 （回答） 要望② 排水路などの道路附属施設の維持管理については、各地域から要望が多く寄せられているため、危険性や緊急度の高い箇所から順に対応してまいりますので、ご理解願います。 また、農業生産活動を安全に行うためには、道路の適切な維持管理が不可欠であるため、関係部署や関係団体と連携を図ってまいりますので、ご理解願います。 要望③ 農道・町道・道道の雑木の除去及び路肩の草刈り見通しの確保と停電や道路の冠水の被害を無くす為。 観光道路にもなっているので、景観を守ってほしい。（フェンスの
------------	--

管理課	下やポール周り等。) (回答) 要望③ 郊外町道の草刈りは、年2回(郊外一円の町道を6月中旬より1回目、8月下旬より2回目)実施していますが、町財政状況を考えると、現状では、回数を増やすことは難しい状況にありますので、ご理解願います。 雑木の除去については、現地状況を確認し、対応を検討します。 道道については、道路管理者である釧路建設部中標津出張所に対し、要望が届いていることをお伝えします。 要望③ 北村牧場と藤井牧場間の学校林(以前やってもらったところ)の北側町有林(その道路向かい)の木が道にせり出していて危険な為、伐採してほしい。
農林課	(回答) 要望③ 北側町有林につきましては、昨年8月下旬に枝払いを行いましたので、ご報告させていただきます。 要望③ 電線にかかっている木の枝によって光回線が損傷することがあったので、枝がかかっているところの確認と伐採してほしい。
総務課	(回答) 要望③ 光回線につきましては、NTT東日本が提供する民設民営の回線です。そのため、伐採作業に関する確認につきましては、発見者がNTTの担当窓口へ依頼することとなります。 要望③ 杉本牧場用側のカーブから笠原牧場までと武田牧場からひまわり牧場までの道路脇枝切りをして欲しい。
管理課	(回答) 要望③ 道路敷地に係る箇所については、現地状況を確認し、適切に対応いたします。

	要望④ 農道の整備、待避場の整備、砂利道路の砂利補給及び整地と草刈り 大雨の後等、道路整備をしていただいておりますが、道路を削っての整備が多い為、道路が掘れて、農地への取り付け道路に段差が生じている。 排水溝等がむき出しとなっており、パンクなどの危険性がある為。待避場が侵食され、分かりづらくなっている為。待避場周辺の草刈りをしてほしい。 路肩が崩れている所が何箇所もあり、危険を伴うので、早急な対応をしてほしい。 近年の大雨により、道路が流される。また、時期が収穫時期と重なることが多く、早急な砂利補給、道路整備が必要な為。
管理課	(回答) 要望④ 道路及び道路附属施設の維持補修については、各地域から要望が多く寄せられているため、現地状況を確認し、危険性や緊急度の高い箇所から順に対応してまいりますので、ご理解願います。
政策推進課 経済振興課	要望⑤ 道の駅について 再度要望。ゆめの森公園の近くに建てれないのか、町のアピールも兼ねてスペースを有効活用できないか、町の加工品や野菜も売れて、雇用の促進に繋がるのではないかと検討願いたい。 (回答) 要望⑤ 人口減少社会において、本町が活性化していくためには、本町の強みである人が集まる拠点性を高め、人を呼び込み、関わり、交流する取り組みが重要と考えており、道の駅は、本町の情報発信に加え、特産品や観光資源を活かして人を呼び込み、地域に仕事を生み出す施設として、様々な効果が期待されるものと考えます。 当町においては、主要道路周辺に集積する商業施設が道の駅の基本機能である休憩・情報発信・地域連携の一役を担っておりますが、将来に渡って本町が活性化していくためには、本町の強みである「人を集める力」を最大限引き出し、周辺の観光地とも連

	動した関係人口・交流人口を拡大する施策を強化する必要があると考えています。 道の駅設置については、冬期の集客や売り上げの確保をはじめ、長期的な視野での持続可能な運営形態や財政負担、維持管理、設置場所など、様々な課題がありますが、道の駅的な機能を持った拠点施設の可能性も含めて検討してまいりたいと考えますのでご理解願います。
管理課	要望⑥ 舗装道路の修復工事とスノーポールの設置・路肩の修復 全体的に舗装道路の路肩のでこぼこを修復してほしい。 ・浄水場の直線の路肩の修復/渡辺さんから山口さんまでのボコボコの道の修復 (回答) 要望⑥ 浄水場の直線(町道 28 線道路)については、道営事業によって、道道俣落西 5 条線交点から道道摩周湖中標津線(北 17 号)交点までの区間を段階的に整備する予定となっています。事業完了までご不便をおかけしますが、ご理解願います。
管理課	要望⑥ 弾正原さんから郵便局までの赤白ポール増設 (回答) 要望⑥ 現地状況を確認し、適切に対応いたします。
管理課	要望⑥ 佐伯牧場から浅井牧場までの道道の歩道の補修整備を町からも要望してほしい。 (回答) 要望⑥ 道道については、道路管理者である釧路建設管理部中標津出張所に対し、要望が届いていることをお伝えします。

管理課	要望⑥ 拓友館前及び新生バス停付近の町道側の道路補修。 (回答) 要望⑥ 現地状況を確認し、適切に対応いたします。
管理課	要望⑥ 杉本牧場側のカーブに赤色のスノーポール設置。 (回答) 要望⑥ 現地状況を確認し、適切に対応いたします。
生活課	要望⑦ 防犯対策及び巡回パトロールの強化 再度要望。ゴミの不法投棄が目立つ。 ゴミの不法投棄・燃料泥棒・リサイクル業者を名乗る外国人グループへのパトロール及び防犯対策強化をしてほしい。農家が搾乳など作業をしている朝・夕の時間帯にパトロールしてほしい。 勝手に敷地内の私物を持ち出す被害が発生している。 (回答) 要望⑦ ごみの不法投棄については、警察や土地所有者等とも連携を図り犯人の特定に至る事案もありますが、不法投棄自体は後を絶たないことから、対応には苦慮しているところです。 引き続き、関係機関等との連携を図りながら対応してまいりますので、ごみの不法投棄を発見した場合、情報提供をお願いいたします。 防犯パトロールについては、警察等の関係機関への協力依頼が必要と考えられます。窃盗被害については、中標津警察署に被害届を出すことにより、巡回の強化等、対応をしてもらうことも必要と思われます。 窃盗事件の発生状況について、町では把握することが難しいため、発生した際は場所等の情報提供のご協力をお願いいたします。 要望⑧ 車線指示灯の設置 町道・道道に設置してほしい。

管理課	近年、市街地から農家へ通勤する牧場スタッフが多く、通勤及び帰宅時の安全確保の為設置を希望します。 (回答) 要望⑧ 限られた予算の中での道路の維持管理となっており、優先順位からすると、車線指示灯の設置は難しい状況にありますので、ご理解願います。 道道については、道路管理者である釧路建設管理部中標津出張所に対し、要望が届いていることをお伝えします。
農林課 管理課	要望⑨ 畑への道路に「関係者以外立入禁止」の看板設置 山菜取りなどで立ち入られると、作業に支障が出るため設置してほしい。 (回答) 要望⑨ 他地域においても同様のケースが考えられるため、関係部署、関係機関・団体と対応について検討してまいりますので、ご理解願います。
医事課	《新規事案》 要望① 町立中標津病院へ 主治医制度の周知(初診の際決めなくてはならないが情報が無い。) 待ち時間の改善 (回答) 要望① 初診については、一部診療科において曜日ごとに担当医師を決めて診療を行っていますが、患者様の症状や診察状況により初診担当医師が診察いたします。その後の通院に関しては、担当医を決めて、その担当医の診察日に通院していただきます。 診療担当医師については、「外来診療体制表」を1階ロビーにて配布しているほか、病院ホームページに掲載していますので、ご覧ください。 待ち時間の改善については、これまでに自動精算機の導入によ

	る会計時間の短縮や、採血室のほかに検査室に採血システムを導入して待ち時間の短縮に取り組んでまいりました。 そのほか、一部の診療科において、外来診療における患者様の診察待ち時間の有効活用および待合スペースの混雑緩和に向けた試験的な取り組みとして、診察の順番が近くなったことをLINEで通知する「LINE 通知サービス」を開始しているところです。 待ち時間については、患者様にとって大きな負担となる課題であると認識していますので、引き続き改善策を検討してまいります。 要望② 牧草畑への土砂流入の防止（俣落 2083-5 牧草畑（新生地区）への道路よりの土砂流入防止（水が流れ込んでくる）） （回答） 要望② 新生地区では、道路と牧草畑からの雨水が合流することから、道路の洗掘や砂利の流出が発生することから、道路の洗掘や砂利の流出を防ぐため、排水施設等の部分的な修繕を行っています。 予算の都合で一度に全ての修繕を行うことが難しく、部分的な修繕となっていますが、今後も現地状況を確認しながら修繕を行ってまいりますので、ご理解願います。 なお、ご要望いただいた箇所は、適切に対応いたします。 要望② 杉本牧場近くの水道管理棟の土手が崩れて牧草畑に流れ込む。 （回答） 要望② 現地状況を確認し、適切に対応いたします。 要望③ 郡北橋から新生へ続く道の舗装・拡幅 収穫作業機が通るため道路整備を希望します。
--	---

建設課	(回答) 要望③ 中標津町の道路整備は、道路整備 5 箇年計画に基づき進めていますが、これまでの状況としましては物価高騰や社会情勢により工事の進捗率が 4 割程度に留まっているため、郊外地の要望路線につきましては、現在のところ新規路線の着手は難しく、既に着手している路線の早期完成を目指し整備を進めているところです。 第 2 俣落・西竹地区におきましては、西竹 38 線連絡道路の本年度完成を目指し整備を進めているところであり、今後も他の整備路線の早期完成に向け整備を進めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。 要望④ 拓友館のセキュリティー修繕 昨年からセキュリティーが故障している為、早急な修繕をお願いします。
生活課	(回答) 要望④ セキュリティー設備の故障により、会館利用にご不便をおかけしていることをお詫び申し上げます。 設備修繕につきましては、予算の都合により、現時点では具体的な修繕時期をお知らせすることはできませんが、決まりましたらお知らせいたします。

令和7年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(協和町内会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
建設課	道路 28 線 南 8 号～南 9 号 舗装 町内会内 砂道 年 3 回砂利を敷いてください 道路わきのポールの整備 道路の草刈りの回数を年 3 回 ・道路 28 線 南 8 号～南 9 号 舗装 (電話にて聞き取り) ⇒集荷の道路でもあり、中春に抜ける道路で交通量も多いため、砂利を何度も入れるくらいなら、舗装にしてもらいたい。 (回答) 中標津町の道路整備は、道路整備 5 箇年計画に基づき進めていますが、これまでの状況は物価高騰や社会情勢により工事の進捗率が 4 割程度に留まっていることもあり、郊外地の要望路線については、現在のところ新規路線の着手は難しく、既に着手している路線の早期完成を目指し整備を進めているところですので、ご理解願います。
管理課	・町内会内 砂道 年 3 回砂利を敷いてください (電話にて聞き取り) ⇒今年の 5 月に砂利を入れてもらったが、大型車も多く通るため、すぐダメになってしまうので、年 3 回は砂利を敷いてもらいたい。 (回答) 町道の郊外にある砂利道は、年 2 回定期的な砂利補充を行っています。 実施に当たっては、現地状況を確認し、優先順位を決定した上で、町財政状況を考慮して行っていますが、各地域から要望が多く寄せられているため、現状では、回数を増やすことは難しい状

	況ですので、ご理解願います。 ・道路わきのポールの整備 (電話にて聞き取り) ⇒砂利道の道路脇のポールが折れていたりなくなっていたりするので、冬期間除雪する時に困る。ポールの間隔は広くてもいいので、設置しなおしてもらいたい。(除雪車も困ると思うんだけど…)
管理課	(回答) 道路及び道路附属施設の修繕については、各地域から要望が多く寄せられているため、現地状況を確認し、危険性や緊急度の高い箇所から順に対応してまいりますので、ご理解願います。
	・道路の草刈りの回数を年3回 (電話にて聞き取り) ⇒以前はけっこう頻回に草刈りしてくれていたが、最近は年1回刈ってくれるかどうかの状況なので、草の伸びる時期(今頃と夏と秋になる頃の3回でいいので)に草刈りをお願いしたい。
管理課	(回答) 郊外町道の草刈りは、年2回、6月中旬と8月下旬からそれぞれ1回ずつ実施していますが、町財政状況を考えると、現状では、回数を増やすことは難しい状況ですので、ご理解願います。

令和7年度 まちづくりに関する意見や提案・地域の課題書

(豊岡地区会)

回答課	意見・地域の課題記入欄
建設課	・舗装になっていない集荷道路又センター収穫路の舗装化 (岡部さん前、佐藤さん前、GOODFARM 前、小川さん前、武田さん前) (回答) 中標津町の道路整備は、道路整備5箇年計画に基づき進めていますが、これまでの状況は、物価高騰や社会情勢により工事の進捗率が4割程度に留まっているため、郊外地の要望路線につきましては現在のところ新規路線の着手は難しく、既に着手している路線の早期完成を目指し整備を進めているところです。 豊岡地区におきましては、現在、当幌35線道路の整備を進めているところであり、今後も早期完成に向け整備を進めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。
管理課	・6号道路(金刺からGOODFARM)の舗装の亀裂や陥没 (回答) 舗装面の亀裂については、現状では、道路の構造的な安全性に影響がないと判断されることから、引き続き経過観察を行ってまいります。 また、舗装のくぼみや穴ぼこについては、危険性や緊急性の高い箇所については随時対応してまいりますので、ご理解願います。
管理課	・38線～4号～37線道路、砂利がなくなっていて雨天時は水はけが悪くなっている (回答) 町道の郊外にある砂利道への砂利補充については、各地域から要望が多く寄せられていますが、財政上の理由から、一度に全て

	の砂利道に砂利補充をすることが難しく、実施に当たっては、現地状況を確認し、優先順位を決定した上で、年2回定期的に行っています。 豊岡地区の砂利道への砂利補充は、部分的ではありますが毎年行っており、ご要望のありました路線については、昨年の秋に一部の区間に砂利補充していますので、現地状況の継続的な確認を行い、砂利補充が必要と判断した場合には、定期的な砂利補充の際に対応させていただきますので、ご理解願います。 なお、一部地域において砂利道への砂利補充後、トラクターなどの農業用機械が道路に土や泥などを落としたまま移動する事例により、水はけが悪くなり、道路の維持管理に支障がでるという問題が生じていますので、農作業などを行う際には、道路に土や泥を持ち込まないように注意し、やむを得ず道路を汚してしまった場合は、速やかに土や泥の撤去・清掃をお願いします。
生活課	・ゴミの不法投棄の予防対策 (地区の人が利用している物置に分別していないゴミを入れていかれた) (回答) 豊岡会館前のごみステーションの分別されていないごみについては、7月10日に竹村会長立会のもと現地を確認し、対応済です。
管理課	・37線6号の交差点に一時停止の看板と街灯とミラーの設置 (回答) カーブミラーは、あくまで安全確認の補助的な役割を担うもので、運転者自身の目視による安全確認が基本となります。 設置要望箇所については、現地調査の結果、交通量や危険度、運転者が安全な位置から目視で安全確認できる状況であると判断されることから、カーブミラーの設置は安全確保の観点から見ても必須ではないと判断いたしましたので、ご理解願います。 道路照明灯については昨年も回答していますが、道路照明灯は、車両のドライバーが夜間に、道路状況や交通状況を的確に把握す

	るための良好な視距の確保と、道路の安全、円滑な交通を確保する目的で設置しますが、ご要望いただいた箇所は、現地確認の結果、車両の交通上特に危険は認められませんので、新しく道路照明灯を設置することはできませんので、ご理解願います。 一時停止の標識については、標識の設置は公安委員会の管轄となり、毎年、生活課において各地域の道路規制標識等の設置要望を取りまとめ、現地調査の上、設置が必要と判断される箇所について窓口である中標津警察署へ要望書を提出していますが、当該箇所については、現地調査の結果、設置は必須ではないと判断いたしましたので、ご理解願います。
--	--